

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

T E L 0847-22-3211 F A X 0847-22-3213

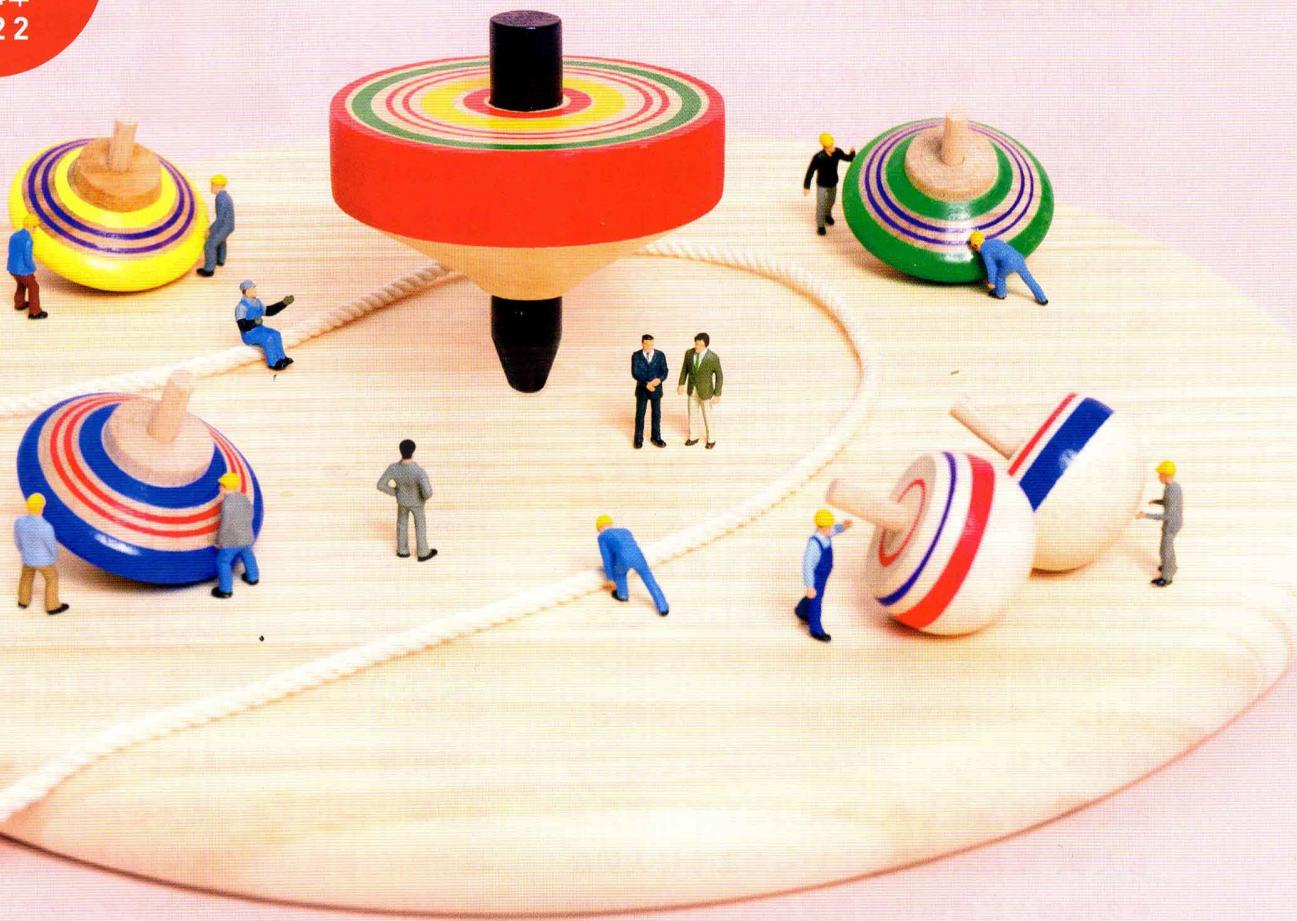
E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

U R L <http://www.matsuura-apollon.jp>

1

令和4年
2022



経 営

環境変化が著しい今だからこそ ブレない経営を!

税 務

令和4年1月1日から全事業者に適用!

電子取引の電子データでの保存が義務化

インボイス制度の素朴な疑問③

仕入税額控除にはインボイス等の保存が必要

コラム

2030年には「6G」に!?

—携帯電話等の通信技術の進化—

今月のことば

いかなる時も正当な品のみ扱い、
決して不正直なものを
売買してはならない。

森永太一郎
(森永製菓創業者)

環境変化が著しい今だからこそ ブレない経営を!

バブル崩壊やリーマンショック、東日本大震災、そして新型コロナウイルス感染症の拡大など、これまで私たちは幾度となく大きな環境変化を経験してきました。しかし、それらを力強く乗り越えた多くの企業が存在します。そうした企業に共通しているのは、経営理念や社是に基づき、自社の進むべき道を明確にし、ブレない経営を実践していることです。

人も技術も資金も「経営理念」により はじめて真に生かされてくる

新型コロナ感染症の拡大で経営環境は大きく変化しました。これまでの経営が通用せず、どうすればよいのか迷っている経営者も少なくありません。その中では、目先の売上に惑わされ、単に「流行っている」「儲かりそうだ」などの理由だけで、普段なら取り組まない事業に手を出してしまい、その結果、自社のノウハウや技術、強みや特長を生かしきれず、苦境に追い込まれてしまうこともあります。

長年、存続している老舗企業は、その歴史の中で不況や経営危機を何度も経験しながらもそれを乗り越え、成長してきました。そこには「経営理念」や「経営哲学」がありました。

パナソニック（旧・松下電器産業）の創業者・松下幸之助氏は、「事業経営においては、たとえば技術力も大事、販売力も大事、資金力も大事、また人も大事といったように大切なものは個々にはいろいろあるが、いちばん根本になるのは、正しい経営理念である。それが根底にあってこそ、人も技術も資金もはじめて真に生かされてくる」と、経営理念の重要性を説いています。

また、京セラの創業者・稻盛和夫氏も「経営理念によって、みんなが心の底から共感し、共鳴することができ、経営者も目的追求のため、一切の躊躇なく、全力で経営に打ち込むことができる」と語っています。



その京セラグループの経営理念は「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」です。ここには、お客様や社会の求めに応じて常に挑戦し、新しい製品やサービスを提供することが、会社の成長・発展、社員のいきがいや、やりがいといった心の豊かさの実現、社会貢献につながるという想いがあります。

すべてのステークホルダーの “よかつたSmile”を実現する

近江商人の「三方よし」の教えが生まれた滋賀県に本社・工場を構えるAINZ株式会社（滋賀県蒲生郡竜王町）は創業144年の老舗企業です。「すべてのステークホルダーの“よかつたSmile”のために私たちは存在する」を経営理念に、印刷事業を中心としながら「顧客や社会のコミュニケーションをより高度なものにしていくこと」をミッションに事業を開拓しています。

同社が創業した明治10年は日本の活版印刷の黎明期。新たな社会、経済システムの構築が急速に進められていくなか、印刷の技術革新も相まって同社を含めた印刷会社の需要

は拡大の一途をたどりました。しかし、近年においては、パソコンやプリンタを含めた情報技術の普及や進化、印刷価格の低下、競争激化などが進み、多くの印刷会社は厳しい経営を強いられています。

逆風下のなか、その活路として同社が着目したのが「地域」と「環境」です。

例えば、印刷用紙として「びわ湖環境ペーパー」という商品をつくりました。これは、その金額の一部を琵琶湖の環境保全活動に寄附できるものです。「緑の募金」と組み合わせた「エコカレンダー」も開発しました。

こうした商品は、顧客の付加価値を高めることにもなり、環境への関心が高い地元の企業や消費者に支持されることとなります。そして、それが同社の差別化へつながっていました。まさに経営理念に基づき、ブレない経営を実践した成果といえるでしょう。

また、同社ではステークホルダーとして「社員」にも着目し、それをビジネスに生かしています。その取り組みの1つが「よかっただスマイルカード」の導入です。社員がお互いの仕事を助け合う中で、サポートされた側の社員がサポートしてくれた社員に「ありがとう」と書いたカードを渡すという一見、シンプルなものです。しかし、それにより社員間の関係性が良好になり、社内で抱えてきたコミュニケーションの課題を解決することになりました。



これも、「顧客や社会のコミュニケーションをより高度なものにしていく」をミッションとする同社ならではの取り組みといえます。

利益はお客様の満足度を数値化したもの

中小企業においても経営理念を明確化し、それを追求することで安定経営を実現してきたところはたくさんあります。実験用の攪拌機・摩擦摩耗試験機を製造販売する新東科学株式会社（東京都千代田区）は、どんなに厳しい環境の中でも、毎年、利益を出し続ける経営を実現しています。

同社はリーマンショックの際、売上が半分に落ち込みました。そのとき野村社長は売上重視から利益重視への転換を図りました。この意思決定の根底にあったのが「ユーザーに満足をお届けする」という経営理念だったのです。同社では、お客様の満足度を数値化したもののが利益であると捉えます。つまり、利益重視の経営は同社の経営理念を実現するものであるということです。

リーマンショック後もこうした経営を続けてきたことで、昨今の新型コロナという環境変化の中でも、安定的な経営を続けています。

先行きの見えない今だからこそ、一度、自社の経営理念を見つめ直し、それを軸としたブレない経営の実践が必要です。また、経営理念を明確に掲げていない企業においては、「何のために創業したのか」「我が社の存在意義は何か」といった原点に立ち返った経営を行うことが重要になると考えられます。

【参考図書・資料】

- 政策シンクタンクPHP総研『研究報告 企業は社会の公器 —これから社会をつくる企業経営とは—』(PHP研究所・2018年)
- 『経営者の四季』(企業事例1:新東科学／2021年3月号)
- 松下幸之助著『実践経営哲学』(PHP研究所・2001年)
- 京セラ株式会社ホームページ

令和4年1月1日から全事業者に適用! 電子取引の電子データでの保存が義務化

電子データで請求書や領収書等を取引先から受領したとき、紙で出力して保存することがこれまで一般的でした。しかし、電子帳簿保存法の改正により、令和4年1月1日からは電子取引にともなう請求書等は電子データで保存することが義務づけられました。電子取引に該当するケースを確認し、しっかり準備して対応しましょう。※掲載したQRコードは令和3年11月12日時点のものです。

1 そもそも「電子取引」とは どのような取引のことをいうの?

電子取引とは、取引情報の受け渡しを電磁的方式*により行う取引のことです。

また、取引情報とは、取引において受領、または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、その他これらに準ずる書類に通常記載される事項のことをいいます。

*いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を受け渡しする取引（添付ファイルを含む）等のこと。

2 令和4年1月1日から「電子取引」は 電子データでの保存が義務化

令和3年度税制改正では、電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）の見直しが行われ、これまで紙での保存が容認されていた電子取引データについて、令和4年1月1日からは課税期間（事業年度）に関係なく、電子データでの保存がすべての事業者に義務化されました。

つまり、今まで電子メール等で受け取っていた見積書、請求書、領収書等を印刷して紙で保存していた方法は認められなくなるということです。

電子データによる保存がされていない場合は、青色申告の承認取消の対象となる可能性があります。

3 あれも!? これも!? 意外と多い「電子取引」

「当社では電子取引がないから関係ない」と思う方も多いかもしれません。しかし、自社の取引内容を丁寧に見返してみると、意外といろいろなケースで電子取引が行われているはずです。

例えば、インターネットサイトで会社の物品を購入した際、領収書等をPDFデータ等でダウンロードすれば、それは電子取引になります。電子メールで請求書や領収書等を取引先から受け取っている場合も電子取引です。

まずは、取引先との間で受け渡しをしている電子取引データにどのようなものがあるのか、どれだけの電子取引があるのかを漏れなく把握することが大切です（右頁の「Check」を参照）。

4 電子データでの保存の際に 注意したい3つの要件

電子取引データを保存する際、例えば、電子メールを使って取引情報の受け渡しを行った場合、電子メール本文に取引情報が記載されているケースでは電子メールそのものを、電子メールの添付ファイルに取引情報が記載されているケースではその添付ファイルを保存することになります。

電子データでの保存では主に次の要件に準拠しなければなりません。

〈真実性の要件〉 ※①から④のいずれかで行う

- ①電子取引データの発信側がタイムスタンプを付与
- ②電子取引データの受信側が速やかにタイムスタンプを付与
- ③訂正削除履歴が残るシステムを活用
- ④訂正削除の防止に関する事務処理規程を定めて運用

〈可視性の要件〉

- パソコンやプリンタ等の備え付け
- 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること（自社開発のプログラムを使用する場合に限る）等

〈検索性の要件〉

- 取引年月日、取引金額や取引先名等の複数項目で検索できること

参考資料：「電子帳簿保存法が改正されました」（国税庁、令和3年5月）・「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」（国税庁、令和3年7月）

また、保存媒体としては、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、クラウド（ストレージ）サービス等があります。

5

TKC自計化システムの活用で安心! 保存要件に完全対応

TKC自計化システム（「証憑保存機能」が1月搭載予定※インターネットに接続できる環境が必要）は、「電子取引」の保存要件に完全対応した機能が搭載されるので安心です。

電子取引の件数が少ない場合や電子データ保存ソフトが導入できないケースなどもあると思います。その際は、左記の〈真実性の要件〉の④を採用し、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」等を作成した上で、電子取引データのファイル名に規則性を持たせ、任意のフォルダに格納する方法、もしくは電子取引データのファイル名に連番を付して、内容については索引簿で管理する方法などがあります。

詳細は、国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」を確認ください。



Check

自社に電子取引に該当するものがないか確認してみましょう！

- 電子メール（メール本文や添付ファイル）で請求書や領収書等を受け取っている。
- 電子請求書や電子領収書等を受け取っている。
- 請求書や領収書等のデータをDVDやフラッシュメモリで受け取っている。
- インターネットサイト（Amazon、楽天、モノタロウ等）で物品を購入している。
- ネットショップに出店し、自社の商品を顧客に販売している。
- 公共料金の請求について、インターネットで確認している。
- クレジットカードの利用明細をインターネットで入手している。
- 電子決済サービス（PayPay等）を利用している。
- 従業員がネットで購入した旅費（JALやANA等）を立替払い精算している。
- 複合機で請求書等を電磁的に受け取り、紙を出力していない。
- 大手メーカーとの取引に専用のシステム（EDIシステム）を利用している。
- 運送会社の請求データをインターネットで入手している。

うちにも
あるな



インボイス制度の素朴な疑問③ 仕入税額控除にはインボイス等の保存が必要

消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)のスタートにより、買手側は原則として、売手側から受領したインボイス(適格請求書)等や、一定の事項が記載された帳簿を保存しなければ仕入税額控除を適用することができなくなります。今月号では、インボイス制度にともなう買手側の影響、留意点をQ&A形式で解説します。

*インボイスを発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に登録した課税事業者に限られます。

・ インボイス等を発行できない取引先からの仕入は仕入税額控除ができない

Q1 インボイス制度のスタートにともない、買手側（仕入側）はどのようなことに注意しなければならないのですか？

A1 特に注意が必要なのが仕入税額控除についてです。インボイス制度が始まると、買手側は原則として、売手側から受け取った請求書や領収書、自社で作成する帳簿について、一定の事項が記載されたものを保存していなければ、仕入税額控除の適用を受けることができなくなります。

Q2 取引先が免税事業者でインボイス等を発行できない場合もあると思いますが……。

A2 もちろん、免税事業者や「適格請求書発行事業者」の登録をしていない課税事業者など、インボイス等を発行できない取引先からの仕入については、仕入税額控除の対象にはなりません。

しかし、経過措置として、令和5年10月1日からの6年間は、記載事項の要件を満たした請求書等や帳簿の保存が行われていれば、免税事業者との取引であっても仕入税額

相当額の一定割合を控除することが認められています。

適用期間	割合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の 80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の 50%

Q3 当社では、テナントの賃料を口座振替で支払っています。その際、請求書や領収書をもらっていないのですが、どうすればいいのでしょうか？

A3 仕入税額控除を受けるためには原則としてインボイスの保存が必要です。インボイスは一定期間の取引をまとめて交付することもできるので、相手から一定期間の賃借料についてのインボイスの発行を受け、それを保存することで対応が可能です。

このような場合、複数の書類でインボイスとしての必要な記載事項を満たしていれば、書類全体でインボイスの要件をクリアできます。例えば、契約書にインボイスとしての必要な記載事項の一部が記載されていて、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（通帳や銀行が発行した振込金受取書など）とともに保存することで、仕入税額控除の要件を満たすことが可能になります。

Q4 取引先に直接、問い合わせをせずに、その取引先が適格請求書発行事業者かどうかを確認することはできるのでしょうか？

A4 適格請求書発行事業者の名称・登録番号等は、国税庁「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」に公表されているので誰でも閲覧することができます。

TKCの「FXシリーズ」等では、取引先マスターに登録番号を自動登録し、取引先が適格請求書発行事業者かどうかを検証できる機能搭載を検討しています。

一般の消費者からの仕入でも
仕入税額控除が可能なケースも

Q5 当社は自動車整備工場を経営し、中古車の売買も手掛けています。中古車の買取相手（仕入先）には個人（消費者）のケースも少なくありません。その場合、仕入税額控除はできないということでしょうか？

A5 古物営業を営む者（古物営業法上の許可を受けて、古物営業を営む古物商であること）が、個人等の適格請求書発行事業者以外から、販売用の商品として買い取る場合については、インボイスがなくても、一定の事項が記



載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

また、次のような事業者の取引についても、相手が適格請求書発行事業者でない場合には、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

- 質屋による質物の購入
 - 宅地建物取引事業者による建物の購入
 - 再生資源および再生部品の購入 など
- ※購入者の棚卸資産に該当するものに限る。

3万円未満の交通費は
必要事項を記載した帳簿のみを保存

Q6 営業担当者が、鉄道やバスなどを利用する場合に発生する経費についても、インボイスの保存は必要なのでですか？

A6 公共交通機関（鉄道やバス等）を利用した際の3万円未満の旅客の運送については、インボイスの保存が免除されています。

つまり、3万円未満の交通費等であれば、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。帳簿には、通常の記載事項のほかに、「3万円未満の鉄道料金（またはバス料金）」である旨を記載します。

3万円以上の交通費等の場合はインボイスの保存が必要です。

なお、次のような費用については帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています。

- 自動販売機での購入（3万円未満）
- 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、日当、通勤手当等

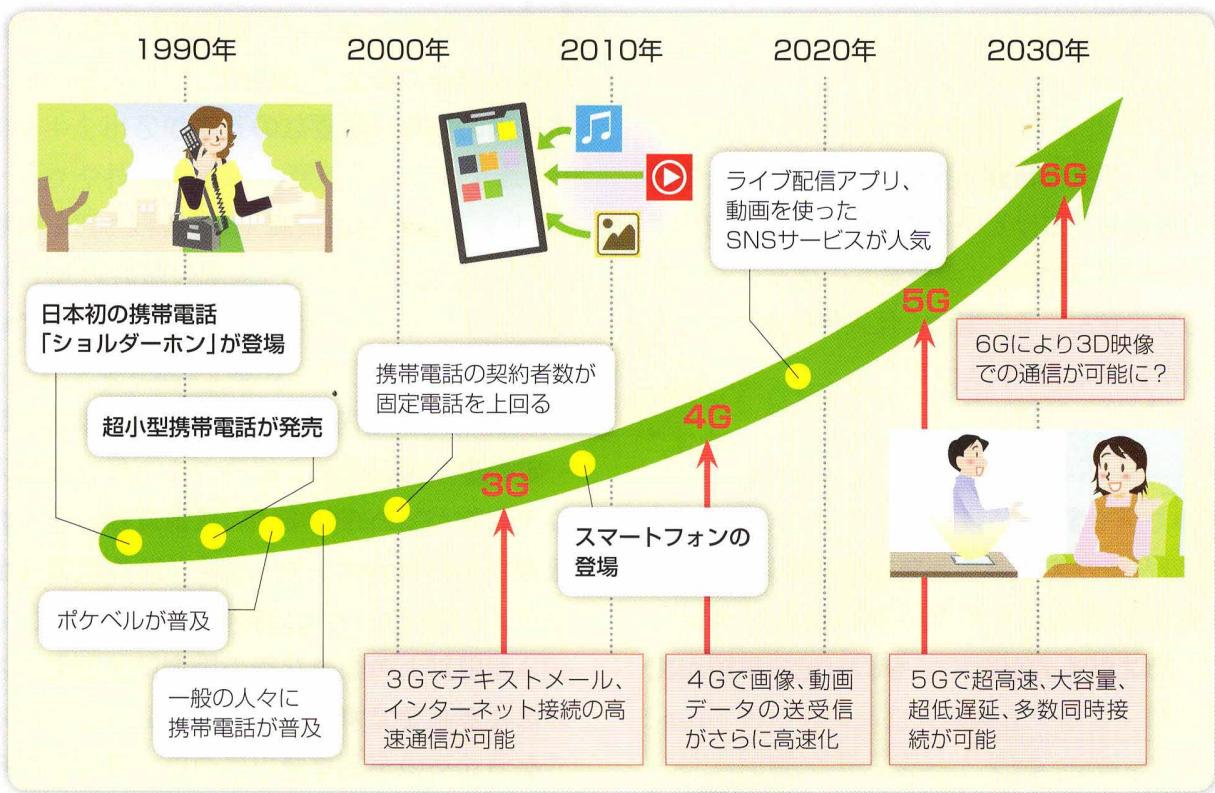
2030年には「6G」に!? 携帯電話等の通信技術の進化

日本初の携帯電話「ショルダーホン」の登場から約35年。この間、携帯電話等の通信技術は目覚ましい進化を遂げました。昨今では「5G」が注目されていますが、すでに2030年の実用化を見据えた第6世代通信システム「6G」の研究開発も進められています。

携帯電話等に見る通信技術の移り変わり

通信技術は約10年周期で進化してきました（下図）。携帯電話が登場した当初は通話のみの機能で値段も高額でしたが、安価に入手できるようになり普及が進むと、それに合わせて通信技術も進化し、メールやインターネット接続、動画のダウンロード・視聴などができるようになりました。現在の「5G」では、2時間の映画を数秒でダウンロードしたり、あらゆるモノと人とをインターネットにつなげる（IoT）ことも可能となっています。

また、2030年以降の実用化を目指し、次世代通信システム「6G」の開発が進められています。「5G」と比べて約100倍の通信速度、大容量化が実現するとされています。「6G」の特長を生かした考え方つかないような新たなビジネスの創出も期待されます。



参考資料：総務省「令和元年版 情報通信白書」(2019)

【今月のことば】 いかなる時も正当な品のみ扱い、決して不正直なものを売買してはならない。 森永太一郎（森永製菓創業者）

森永氏は、23歳で渡米し、西洋菓子の製造法を習得。帰国後、キャラメル、チョコレートやキャンディなどの製造・販売をはじめ、外国人を中心に評判になった。あるとき、梅雨時の湿気が原因で傷んだ商品の大量返品を受けるが、森永氏は「すべて無償で交換」という対応をとった。この誠実な対応が、「森永」の信用を大きく高めることになった。 出典：竹内一正著『心に火をつける 名経営者の言葉』(PHP研究所・2013)